

週休2日取組促進型工事実施要領（農業農村整備事業）

1 目的

農業農村整備事業において週休2日に取り組んだ工事に対して、必要となる費用を計上することにより、建設現場における週休2日の取組みを促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

ア 「週単位の週休2日」とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。

イ 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、すべての月で、現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する（4週8休以上の現場閉所を行った）と認められる状態をいう。なお、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達したとみなす。

ウ 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ 「週単位の週休2日」、「月単位の週休2日」、「通期の週休2日」を総称して「週休2日」という。

および(2) 現場閉所

現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業は除く。

(3) 対象期間

工期の始期日から終期日（工期に変更があった場合は、変更後の終期日）のうち、非対象期間を除いた期間をいう。

(4) 非対象期間

以下のⅠ) およびⅡ) の期間をいう。1週間は月曜日から日曜日までとする。

Ⅰ) 次に該当する期間を含む週単位の期間

- ① 工期の始期日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）
- ② 工期の終期日から15日前の日または工事完了日のうち早い日から工期の終期日までの期間
- ③ 工場製作のみの期間
- ④ 工事全体を一時中止している期間
- ⑤ 夏季休暇（3日間）、年末年始（12月29日から翌年1月3日までの6日間）の期間

Ⅱ) 次の作業を休日に行う場合、その日を含む週単位の期間

- ① 緊急的な関係機関の対応等（現場での事故等を含む）
- ② 天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な作業
- ③ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業

④その他、現場条件等により監督職員の指示に基づき休暇日に行う作業

(5) 不稼働日

休日(土日、祝日、年末年始休暇および夏期休暇)、天候(降雨・降雪および猛暑)による影響ならびに作業待ちによる現場稼働できない日

(6) 現場閉所率

現場閉所率 = (休暇日において現場閉所を行った日数) ÷ (対象期間の週数 × 7)

なお、天候による予定外の現場閉所日を、休暇日における現場閉所日に振り替えることができる。

3 対象工事

別表を適用する工事。ただし、災害復旧工事など工期に制約等がある工事を除く。
建築工事については、別途、土木交通部建築課が定める実施要領による。

4 実施方法

(1) 工事着手前

- ・受注者は、週単位または月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、休暇日を明示した工事工程表および工事施工体制台帳に基づき、選択結果について発注者と協議する。発注者が週休2日の実施について確認できない場合は、再協議を行う。
(通期の週休2日は必須)
- ・対象外となる作業がある場合は、事前に協議を行う。

(2) 工事実施期間中

- ・受注者は工事期間中、当該工事が「週休2日取組促進型工事」であることを示す看板(以下「週休2日看板」という。)を自らの負担により公衆の見やすい場所に設置する。
- ・週休2日看板のサイズは問わない。
- ・週休2日の実施状況は、受発注者双方で、工事日報等により概ね1ヶ月単位で確認する。
- ・発注者は、必要に応じて実施状況を確認できることとし、受注者は工事日報等の提示を求められた場合、速やかにこれに応じること。

(3) 工事完了時

- ・受注者は、任意様式により実施結果を報告し、受発注者双方で工事日報等により実施状況について確認する。

(4) 実施上の留意点

- ・工期延期等、工期に変更があった場合、対象は変更後の工期とする。
- ・地元対応やコンクリート打設後の養生期間など休暇日においてやむを得ない現場閉所できない場合は、現場閉所日を振り替えることができる。
- ・発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休暇日の作業を指示してはならない。

5 費用(積算方法等)

当初予定価格から週単位の週休2日を前提とした補正係数を各経費に乗じるものと

する。なお、週休2日の達成状況を確認後、週単位の週休2日が未達成のもの、または週単位の週休2日の取組を希望しないものは、滋賀県建設工事請負契約約款第24条の規定に基づき、月単位の週休2日の補正係数による補正に減額変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のものについては、滋賀県建設工事請負契約約款第24条の規定に基づき、請負代金額のうち補正分を減額するものとする。

週休2日の取得に要する費用の算出は、次の(1)から(3)までによる。

(1) 補正係数

週休2日を実施する場合、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の補正については、「(3) 市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の補正」による。

	週単位の週休2日	月単位の週休2日
	（現場閉所1週間に 2日以上）	（現場閉所率 28.5%(8日/28日) 以上）
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

(2) 補正方法

労 務 費 = 労務費×週休2日補正係数

共通仮設費（率分）= 対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休2日補正係数

現場管理費（率分）= 対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休2日補正係数

(3) 市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の補正

市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の積算に当たっては、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じる。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位の週休2日	月単位の週休2日
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02

防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01

6 対象工事である旨の明示

週休2日に取り組む工事の対象とする場合は、入札公告および特記仕様書に対象工事である旨を記載する。

7 現場閉所の確認方法等

(1) 工事着手後

発注者は、現場閉所予定・実績が記載された工事工程表や工事日報等により、現場閉所の状況を確認する。

①実施状況の確認

週休2日の実施状況は、受発注者双方で、工事日報等により概ね1ヶ月単位で確認する。発注者は、必要に応じて実施状況を確認できるとし、受注者は工事日報等の提示を求められた場合、速やかにこれに応じること。

②確認資料の作成

受注者は、休暇日以外に天候により現場閉所した日を工事日報等へ記載し、必要に

応じて工事箇所の降雨状況等の写真を撮影すること。

また、発注時の月標準稼働日数算定に用いた地点における降雨量を記録する等、受注者の責によらず現場閉所したことが確認できるようにすること。

③天候による現場閉所の確認

発注者は、上記①の確認時に上記②の資料により天候による現場閉所が適当であったことを確認する。

また、前日から降雨が続く等現場閉所となることが明らかである場合は資料の作成を求めないものとし、資料を作成させる場合についても必要最低限とすること。

なお、既存資料で確認できる場合はこれに代えることができる。

④対象期間における不稼働日が発注時の明示以上あった場合の措置

対象期間における不稼働日が発注時の明示以上あった場合は、受発注者双方で協議のうえ、その差分について工期の延長を行うことができる。

また、現場条件等により工期の延長が困難なため、対象期間の休暇日に作業を行った場合は、2（6）による現場閉所日の振替を行うことができる。

（2）工事完了時

受注者は、任意様式により実施結果を報告し、受発注者双方で工事日報等により実施状況について確認すること。

8 不履行に対する措置

工事工程表等が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られず、発注者の改善指示に従う意思が見られない場合は、工事成績評定により減点する。

9 その他

上記において定めのない事項は、受発注者双方の協議により決定する。

10 付則

この要領は、令和2年8月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

この一部改正は、令和3年8月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

この一部改正は、令和4年8月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

この一部改正は、令和5年8月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

この一部改正は、令和6年8月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

この一部改正は、令和7年8月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

別表

土地改良事業等請負工事積算基準

工種区分	工種内容
ほ場整備工事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事
農用地造成工事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事
舗装工事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
水路トンネル工事	新設・改修（支保工、矢板を再建込する作業）及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）による工事及びこれに類する工事を含む。
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリーム等）を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事
排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更生工事、推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。
管更生工事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事
畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としな

	い。)
海岸工事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁（上部・下部）等の補修を除く。
ため池工事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設工事等）に類する工事を主体とする工事は除く。
その他土木工事（１）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事 ただし、橋梁（上部・下部）の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事は除く。
その他土木工事（２）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工所用ボーリング・グラウト、ため池廃止、ため池附帯構造物（安全施設工等）
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）
施設機械設備等工事	土地改良工事積算基準（施設機械）を適用する施設機械設備製作据付工事、鋼橋製作架設工事、電気通信設備製作据付工事

滋賀県土地改良工事積算基準

工 種 区 分	工種内容
橋 梁 保 全 工 事 (NN 事業)	橋梁（上部工、下部工）に関するすべての保全、補修、補強工事および既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事（塗装、舗装打ち替え等は除く）